

事業概要

令和 7 (2025) 年度版

栃木県那須学園

目 次

I 施設の概要

1 名称及び所在地	3
2 設置主体及び施設種別	3
3 目的	3
4 基本理念	4
5 基本方針	4
6 児童定員	4
7 入退所経路	5
8 職員定数及び組織	5
(1) 職員定数	5
(2) 組織	6
9 施設概要	6
(1) 土地	6
(2) 建物	6
(3) 設備	6
(4) 学園配置図	7
(5) 本館・校舎等平面図	8
(6) 寮舎平面図	9

II 業務執行方針

1 令和7年度業務執行方針	10
(1) 入所児童への自立支援体制の強化	10
(2) 園内環境の整備	11
(3) デジタル技術を活用した業務改善	11
2 令和7年度運営重点項目	11
(1) 入所児童の基本的人権を尊重した支援の取り組み	11
(2) 支援の質の向上に対する取り組み	11
(3) 入所児童に対する心身の健全な成長を促す取り組み	12
(4) 退園児童への支援を図る取り組み	12
(5) 園内環境整備の取り組み	13
(6) デジタル技術を活用した児童支援強化に向けての取り組み	13

III 事業の内容

1 生活指導	14
(1) 寮での指導体制	14
(2) 基本目標	14
(3) 一般的生活指導	14
(4) 個別的生活指導	14
(5) 社会的な生活指導	14
(6) 児童の生活日課	15
(7) 入園3か月目の評価（自立支援会議）	15

2	学習指導	16
(1)	学齡児童	16
(2)	中卒児童	16
(3)	高校生	16
3	職業指導（自立支援）	16
(1)	園内指導	16
(2)	園外指導	16
4	退園後の指導	17
5	家庭環境の調整	17
6	社会性の向上	17
(1)	各種行事への参加	17
(2)	地域交流促進	17
7	年間行事等	18
(1)	主な年間行事	18
(2)	諸会議	19
8	実習及び研修受入状況	19
9	見学及び視察受入状況	20
10	心理的援助の実施状況	21
(1)	心理検査・判定	21
(2)	心理面接	21
IV	学校経営の概要（矢板市立矢板中学校沢分校及び東小学校沢分教室）	
1	学校の概要	22
(1)	校名・所在地	22
(2)	教室配置図・施設の概要	22
(3)	学校の特色と生徒の実態	22
(4)	学級編成・児童生徒数	22
(5)	職員構成	22
2	学校経営方針	23
(1)	令和7年度の努力点	23
(2)	教育課程編成の基本方針	23
(3)	各教科・領域等の時間配当	24
3	学校・学園の連携と身につけさせたい力	25
V	児童の状況	
1	在籍児童の内訳	26
(1)	学年別	26
(2)	保護者の状況	26
(3)	保護者の就業状況	26
2	退園児童の状況	26
3	年度別児童入退園状況	27
VI	沿革	29
	近年の児童定数状況	31

I 施設の概要

1 名称及び所在地

名 称 栃木県那須学園
所 在 地 〒329-2132 栃木県矢板市沢 800 番地
(電 話) 0287-43-0573
(F A X) 0287-43-6886 (分校共用)

2 設置主体及び施設種別

設 置 主 体 栃木県
施 設 種 別 児童自立支援施設 (児童福祉施設)

3 目的

家庭において適切な監護 (監督保護) が得られず、若しくは学校や家庭での非行・問題行動等によって指導を要する児童に、生活指導・学習指導・職業指導及び家庭環境の調整を行うことにより、基本的な生活習慣や安定した人間関係を作ることや学ぶと同時に、豊かな自然環境の中で健康な身体や健全な精神を育み、信頼される社会人として将来に自信と希望をもって巣立っていけるように支援する。

〈根拠法令〉

○児童福祉法 第 44 条〔児童自立支援施設〕

児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

○児童福祉施設最低基準 第 84 条

児童自立支援施設における生活指導及び職業指導は、すべて児童がその適性及び能力に応じて、自立した社会人として健全な社会生活を営んでいくことができるよう支援することを目的としなければならない。

なお、平成 12 年 4 月 1 日から施設内に学校が設置され、義務教育が行われている。

中学校……………矢板市立矢板中学校沢分校

☎ 0287-43-0090

小学校……………矢板市立東小学校沢分教室

☎ 0287-43-0090

4 基本理念

「児童福祉法」及び「児童憲章」「児童の権利に関する条約」の精神に基づき、『全ては子どもの最善の利益のために』を基本理念とする。

〈関係法令〉

○児童福祉法 第1条

全て児童は適切に養育され、愛され、保護され、心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

○児童憲章

児童は、人として尊ばれる。児童は、社会の一員として重んぜられる。児童は、良い環境の中で育てられる。

○児童の権利に関する条約 第3条

児童に関する全ての措置をとるに当たっては、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。

5 基本方針

(1) 子どもの権利擁護と人格の尊重

権利行使の主体としての子どもの人格と基本的人権を尊重し、子どもの最善の利益を保障する。

(2) 子どもの自立支援と保護

適切な自立支援計画のもと、子どもに安全かつ安心感のある生活環境を提供し、心身の健全な成長を促し、個々の課題解決に向けた支援を展開する。

(3) 学校教育との連携・協働

子どもの個性、能力に応じた教育を受ける権利及び子どもの自己実現に向けての進路選択の自由やそのために必要な体験、実習の機会を保障し、可能性を最大限に引き出せるよう支援する。

(4) 職員の資質・専門性の向上

職員は児童支援に関する知識及び技術の向上に努め、非行行動に加えて、様々な課題を抱えた子どもに健全な成長・発達を支援する。

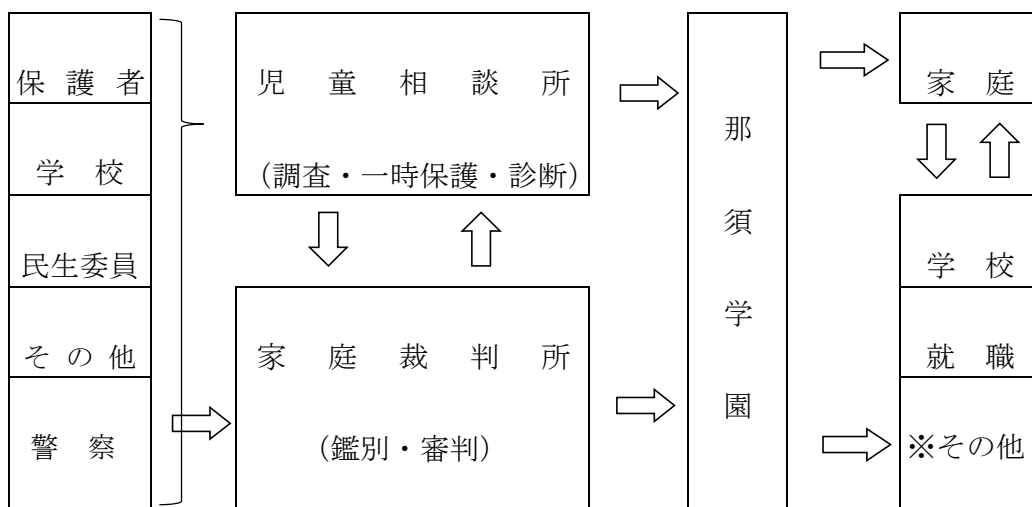
(5) アフターケアの充実

施設処遇だけでは支援できない子どもの自立支援に向けてのアフターケアの必要性を認識し、関係機関と協働しながら適切な社会復帰に向けて支援する。

6 児童定員

60 人（暫定定数 令和6年度 24人）

7 入退所経路



※その他は、措置変更による少年院、国立児童自立支援施設、児童養護施設等への入所を含んでいる。

8 職員定数及び組織

(1) 職員定数

(令和7年4月1日現在)

職名及び職種	園長 □	園長補佐（総括） ■	総務課				育成課						合計	
			課長（兼務）	行政（総務事務）	農業補助★	事務補助★	課長☆	児童自立支援専門員	行政	保育士	心理	看護師		児童自立指導員★
男	1	1			1		1	9		1	1	1	1	15
女				1		1		4			1	2	1	12
計	1	1		1	1	1	1	13		1	2	3	2	27

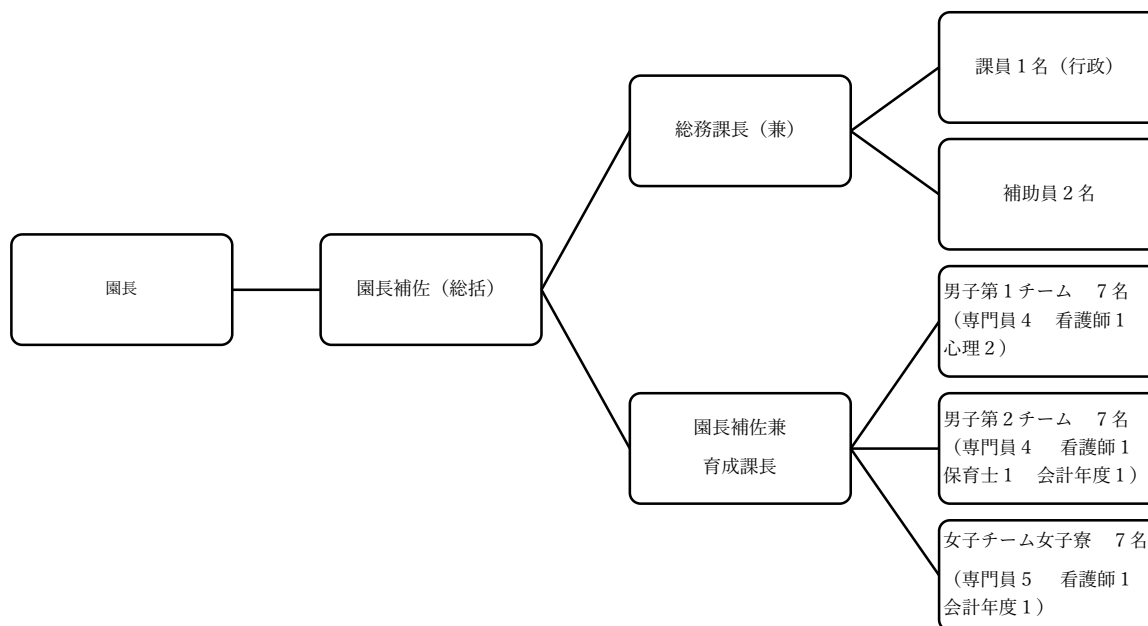
・調理業務は全面委託

・1日当たり宿直員3名★配置(夜間各寮に1名ずつ配置)

・嘱託医2名(内科・精神科)

※ □: 心理 ■: 行政 ☆: 児童自立支援専門員 ★: 会計年度任用職員

(2) 組織



9 施設概要

(1) 土地

(m²)

建物敷地	運動場	耕作地	山林ほか	合 計
4,119	11,403	21,022	34,451	70,995

(2) 建 物

(m²)

	本館	寮舎	給食棟	体育館	ゲストハウス	その他	合 計
棟 数	1	3	1	1	1	5	12
面 積	1,375	1,194	281	657	127	485	4,119

(その他内訳：車庫倉庫 2 8 7 農具舎 1 0 0 プール更衣室 6 0 機械室 3 8)

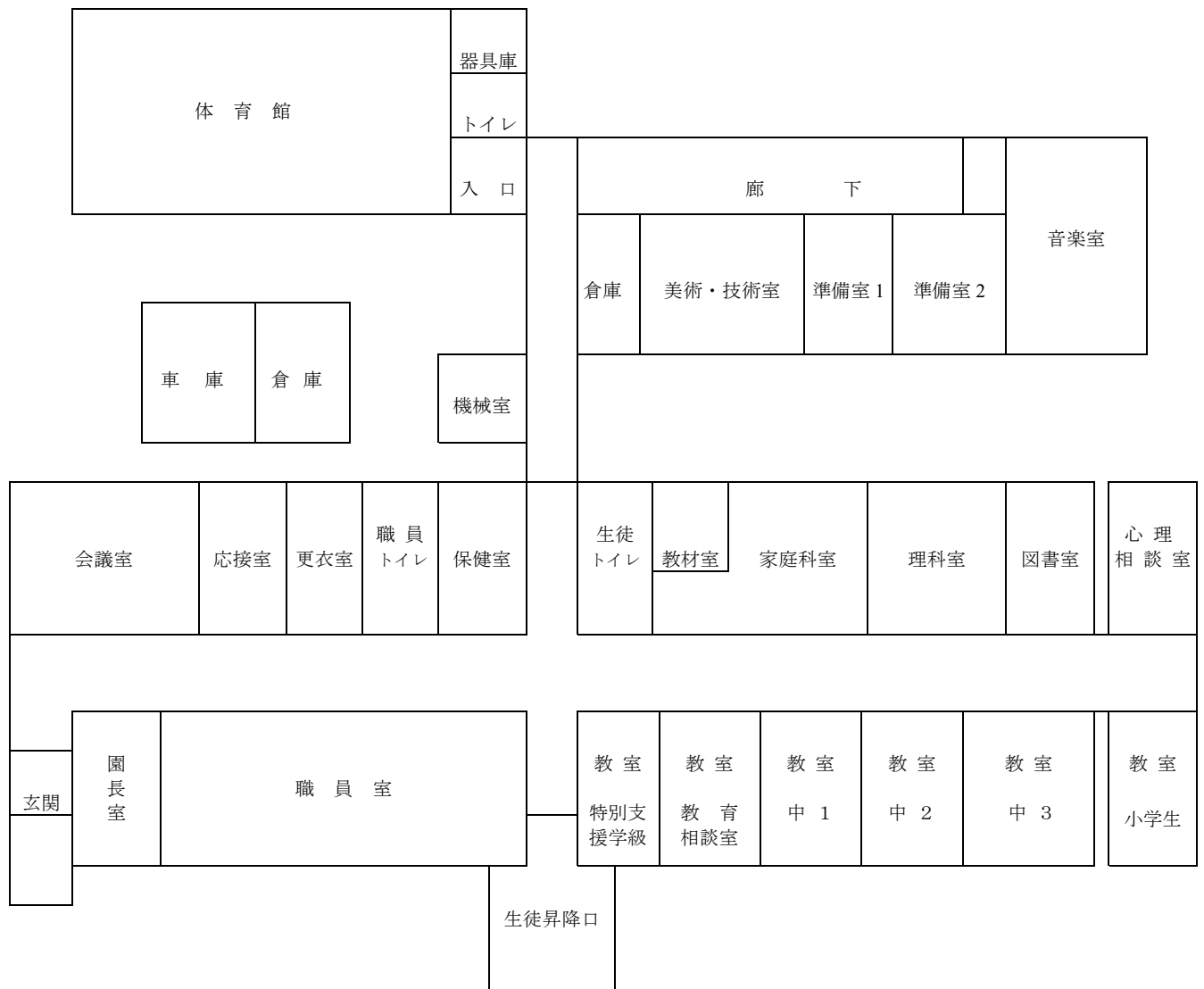
(3) 設 備

	運 動 場	プ ー ル
数 量	1 面	1 面 (25m×7コース)

(4) 学園配置図

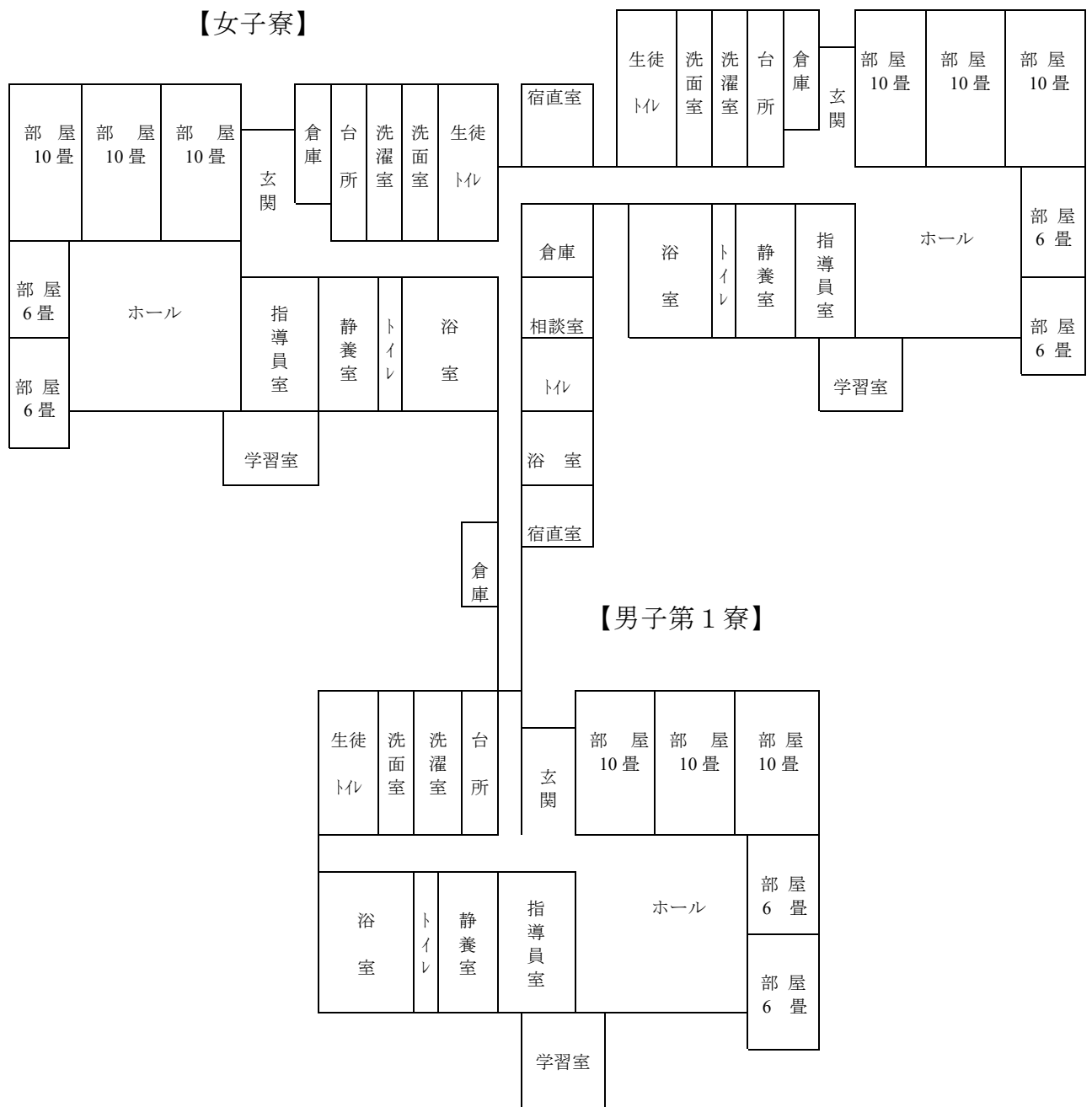


(5) 本館・校舎等平面図



(6) 寮舎平面図

【男子第2寮】



Ⅱ 業務執行方針

1 令和7年度 業務執行方針

(1) 入所児童への自立支援体制の強化

児童一人ひとりにある問題や課題に対しての処遇・支援のあり方が問われている中で、本園では集団での処遇を基本としつつも、個人と集団との関係性にも配慮した支援が求められている。そのため、すべての職員が児童の権利を擁護し、「児童の最善の利益のため」の高い意識を持ち、各児童の安全・安心を基盤とした集団作りを目指していく。

複雑化する児童の問題対応には組織の高い専門性が求められるため、以下の点を強化していく。

① 安全安心な生活環境の提供

適切な児童自立支援計画のもと、心身の健全な成長を促し、個々の課題解決に向けた支援を展開するためには、安全かつ安心して生活できる環境及び児童と職員の信頼関係構築が必要である。職員は児童に対し最適な環境を提供するとともに、日々児童・保護者との信頼関係強化を図り最適な支援を提供していく。

② 児童の権利擁護

児童に対する権利教育及び児童の意見表明・苦情解決体制の機能向上を図る。職員からの被措置児童等虐待や不適切な対応の未然及び再発防止を徹底する。また、「児童にとっての安全安心な支援検討会」を設置し、問題発生時の原因分析や検証・改善等を行う中で児童の権利を保障していく。

③ 職員の資質向上

近年、児童自立支援施設においては、情緒的・知的な障害を持ち、かつ虐待を受けた児童や、性的な問題を抱えた児童の割合が高くなっている。これら多様化する支援ニーズへ適切に対応していくためには、継続的な職員の資質向上を図ることが必須である。このため、当園における支援方法の統一化や「職員の教育に関する基本方針」に基づいた計画的な研修等を実施し、職員の支援技術向上を図っていく。

④ 専門職職員の専門性強化

児童に寄り添った相談支援、心理教育の積極的な活用、児童の傷病時の適切迅速な対応等において、児童自立支援専門員、心理職員、看護職員等の専門性を最大限に活かせる職場環境の構築、及び異業種職員の更なる連携強化を図っていく。

⑤ 関係機関との連携強化

多様化する支援ニーズへ適切に対応していくためには児童相談所をはじめ、家庭裁判所、医療機関等の関係機関との密な連携が重要である。これら関係機関との連携強化を図り、総合力を持って児童支援を実施していく。

教育においては、施設内に分校（分教室）があるメリットを活かし、学園と分校（分教室）の協働により、個々の児童の学力に応じたきめ細やか指導に努め、学力の向上につながるよう支援していく。

義務教育終了児童が入所している場合は、保護者をはじめ、児童養護施設や自立援助ホーム、里親等と連携を図りながら、就職や進学等の自立に向けた支援に取り組んでいく。

⑥ 退園児童へのアフターケアの充実

退園した児童が退園先で希望を持って生活を送くれるよう、退園児童一人ひとりに即した支援や相談助言を計画的に実施し、児童の成長支援・自立に向けたアフターケアの充実を図る。

(2) 園内環境の整備

当園には、広大な敷地の中に自然豊かな環境が揃っている。これらの園内環境を職員と児童が一体となって計画的に管理を行い、「生活（学び）の場」として最適かつ清潔な環境を維持するとともに、環境整備を通して児童の健全な成長を図る。

(3) デジタル技術を活用した業務改善

モバイル型パソコンが整備されたことで、職員間や関係機関との迅速な情報共有やリモートでの打合せ・会議等による時間短縮等の大幅な業務改善や効率化が可能となった。これらデジタルツールを有効活用した業務の効率化・迅速化に取り組み、児童支援の強化を図っていく。

2 令和7年度運営重点項目

(1) 入所児童の基本的な人権を尊重した支援の取り組み

業務指針：児童との生活の中で、「児童の最善の利益」を守り、健康な身体や健全な精神を育めるよう支援を展開していく。
児童目線で安全安心と思える生活環境を提供する。
職員からの虐待等不適切な処遇の一掃を徹底する。
児童の意見表明権を確保していく。

【具体的な取り組み】

- ・児童福祉法に則った遵守事項の徹底。
- ・児童に対する児童権利の説明実施（権利ノート等を利用）。
- ・苦情処理箱の設置及び苦情処理体制の適切な運営（第三者委員の活用）。
- ・不適切な指導があった場合の適切な事後対応（通告、是正改善等）。
- ・「児童にとっての安全安心な支援検討会」の設置及び適切な運用。

(2) 支援の質の向上に対する取り組み

業務指針：多様化する支援ニーズへ適切に対応していくために、職員に対する計画的な研修実施等による支援技術の向上や専門職職員の更なる専門性強化、関係機関との連携強化等を図り、学園全体の支援の質を向上させる。

【具体的な取り組み】

- ・「支援の標準的な実施方法」に基づいた、全職員が統一した支援の提供。
- ・「職員の教育に関する基本方針」に則った、計画的な職員研修の実施。
- ・児童自立支援専門員、心理職員、看護職員等の専門性を最大限に活かせる組織体制の構築と異なる専門職との連携強化。
- ・児童相談所や学校等の関係機関、保護者等との密な連携による、支援計画の策定や児童支援の実施。
- ・自己評価結果や第三者評価結果に基づく業務改善（支援の質の改善）検討。

（３）入所児童に対する心身の健全な成長を促す取り組み

業務指針：学園での生活指導や各種事業の参加、学校教育の場等を通して児童が自信を深め自己評価を高めていき、心身とも健全な成長につなげられるよう支援する。

親子関係の改善に向けた家庭調整を図る。困難な場合には、養護施設への措置変更等も検討しながら児童の社会資源の開拓・活用を図る。

【具体的な取り組み】

- ・児童との面接時間を十分に確保し、思いを共有した上で支援を行う。
- ・スポーツや文化活動、農作業体験等を通して心身の成長を促していく。
- ・親との面会、手紙交換、学園行事への招待、外泊等を積極的に実施し、児童相談所とも連携して親子関係の再構築を図る。
- ・心理面の教育として「アンガーマネジメント」や「性に関する教育」を積極的かつ計画的に取り組む。

（４）退園児童への支援を図る取り組み

業務指針：退園準備（リービングケア）として、社会生活スキルの習得と職業観や勤労意欲の育成、進学児童の学力向上等を図る。

退園後支援（アフターケア）として、一定程度の社会的自立を果たすまで、学園と関係機関が連携して（サポートシステムを構築して）、退園先での生活を支援する。

【具体的な取り組み】

（退園準備）

- ・ゲストハウス等を利用した親子での宿泊や自立訓練、職場体験・職場実習等を実施する。
- ・退園に向けた生活訓練（一時帰省を含む）の実施。
- ・退園時までの学習指導継続と退所後の不登校（ひきこもりを含む）対策の実施。

（退園後支援）

- ・退園時に作成した「アフターケア実施計画」に基づいた、家庭や職場、学校等への訪問、定期的な電話連絡、一時帰園等による継続した支援の実施。
- ・児童相談所等関係機関との連携による支援（学園の支援終了時期決定も含む）。
- ・アフターケアを分担業務とし、担当職員を明確化にして支援を実施。

(5) 園内環境整備の取り組み

業務指針：豊かな自然の中で児童の健康な身体や健全な精神を育むことを目的としている学園として、ふさわしい環境を児童とともに維持していく。また、環境整備を通して児童の健全な成長を図っていく。

【具体的な取り組み】

- ・寮ごとに環境整備担当職員を配置し、計画的な環境整備を行う。
- ・日課として園内の環境整備を計画し、職員と児童が協働で作業を行う。
- ・敷地内の定期点検を実施し、危険箇所の改善（災害時の安全確保等）を図る。
- ・施設建物老朽化所の修繕検討（便所の和式から洋式への改修等）。

(6) デジタル技術を活用した児童支援強化に向けての取り組み

業務指針：モバイル型パソコンを活用し、情報共有等を迅速に行うことにより、児童支援の強化を図る。

県全体の目標である「業務見直しによる総労働時間の削減等を積極的に推進し、労働生産性の高い組織にする」を実現するために、デジタル技術を積極的に活用し業務改善を図る。

【具体的な取り組み】

- ・Teams を積極的に利用し、情報共有等の迅速化を図る。
- ・リモートでの打合せや会議を推進し、移動時間を削減する。
- ・改善可能な業務と改善方法を職員公募し、業務改善を図る。

Ⅲ 事業の内容

1 生活指導

児童の人格と自主性を尊重して、日常生活における生活習慣の体得に向けた基本目標に基づき、職員は愛情を持って児童に接し、それぞれの個性を把握して適切な指導を行う。特に生活上問題行動等の多い児童に対しては、個別指導等により安定した生活が維持できるよう努める。

(1) 寮での指導体制

交替制勤務（日勤、早出勤、遅出勤、宿直）

(2) 基本目標

- (ア) 健康的な身体を養う。
- (イ) 優しい心、豊かな精神を培う。
- (ウ) 規律ある生活、規則正しい生活習慣を養う。
- (エ) 自己を見つめる態度、自我の確立を図る。
- (オ) 他児と仲良くし、思いやりのある楽しい生活をする。

(3) 一般的生活指導

- (ア) 集団生活の場であることを理解させ、日課等をスムーズに行うことにより与えられた役割を果たすことへの喜び等、達成感をもてるように支援する。
- (イ) 園内規則や寮規則が守れるように指導する。
- (ウ) 児童にも役割を持たせ責任感と自主性を養う。

(4) 個別的生活指導

- (ア) 児童個々の個性を理解し、指導経過及び在園期間などにより、児童自立支援計画票を通して児童の指導状態を把握し、それに応じた指導を行う。
- (イ) 児童との関わりを密にし、心のふれあいを深めて安定感の醸成や他者との関わり方を理解させる。
- (ウ) 児童の精神的、身体的状況に対し常に細心の注意を払う。
- (エ) 児童との個人面接の際は自己評価をさせ、お互いに問題を把握し理解した上で、共に改善に向けて努力をしていく。
- (オ) 日常生活に必要な礼儀作法の習得に努めていく。

(5) 社会的生活指導

- (ア) グループの一員であることを自覚させ、責任感や帰属意識を養う。
- (イ) 良好な雰囲気づくり、明るく活気のある集団の形成に努める。
- (ウ) 生活目標を定め、他の部門の関わりも踏まえて指導していく。

(6) 児童の生活日課

【平日】

6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
起床	清掃	朝食	登校	授業	昼食	登校	授業	作業奏楽等活動		下部清掃	夕食	自習	入浴	余暇活動	反省会	就寝	自主学習

【土曜】

6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
	起床	清掃	朝食	作業	昼食			部活動		清掃	夕食	自習	入浴	余暇活動	反省会	就寝	自主学習

【日曜・休日】

6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	
	起床	清朝 掃食		作業	昼食			余暇 活動			清掃	夕食	自習	入浴	余暇 活動	反省 會	就寢	自主 學習

(7) 入園3か月目の評価（自立支援会議）

入園してから3か月を目安に実施する。

○前籍校（担任等） ○児童相談所（児童福祉司・児童心理司） ○分校・分教室（教頭・教諭） ○関係市町福祉課（家庭相談員等） ○学園（園長・育成課長・育成課担当寮職員・育成課担当心理司）

以上の関係機関により、3か月間の学園生活を踏まえて児童の課題等を分析・評価し、その結果を基に自立支援計画書（学園版）を作成する。

2 学習指導

(1) 学齢児童

(ア) 施設内に設置された学校に通学している。

小学生・・・矢板市立東小学校沢分教室（小学校 1 学級）

中学生・・・矢板市立矢板中学校沢分校（中 1・中 2・中 3 年 各 1 学級、特別支援学級 1 学級）

(イ) 学籍等の取扱い

学園に入所する前に在籍していた「前籍校」から、施設内に設置された学校に転学する。手続上は、原則として「区域外就学」（矢板市以外の児童）もしくは「通学すべき学校の指定変更」（矢板市内の児童）により行う。（児童の住民票は異動しない。）

(ウ) 卒業認定

学園児童及び保護者の意向により、「施設内の学校の卒業認定」もしくは「前籍校の卒業認定」のどちらかを選ぶことができる。実際は全児童が前籍校から卒業認定を受けている。

(エ) 高校受験

原則として、前籍校から出願する。

(2) 中卒児童

社会適応の一助としての位置づけで、必要に応じ寮で学習する。また高校進学を目指す中卒児童は分校との話し合いのもと分校にて教職員の教科指導を受ける場合もある。

(3) 高校生

家庭等に戻ることが困難な児童については、学園から高校に通学する場合もある。

3 職業指導（自立支援）

自然の中での労働の体験は、情操教育の一環として特に意義があるので、学園内の環境整備、農場体験、調理実習を通して働く体験や園外での職場実習などの実践をとおして、働くことや収穫の喜び等を実感し、勤労の意欲等を身につける。

(1) 園内指導

(ア) 環境整備（生活、学校、その他の環境）

季節の花づくり、樹木の手入れ、除草・清掃を行うことにより自然的美観を維持することで、児童自らが明るい家庭的な環境の中で心身共に爽快に生活し、学習・運動・その他の活動ができる環境を整える。

(イ) 農業体験

園内の水田（13,350 m²）、畑（7,672 m²）を利用して各種の農産物の生産を体験させることにより、勤労の充実感や意義について理解を深めていく。主に具体的な作業としては田植え、稲刈り、種芋植え、収穫等を行う。

(2) 園外指導

(ア) 園外実習

園内実習を経て、近隣の園芸農家や事業所での実習を体験させることにより一層の職場適応能力の向上を図る。

(イ) 就労体験

学園周辺の農家、事業所、販売店等実際の職場体験を通して、職場内での対人スキルやルールを理解し、社会的な自立を図っていく。

4 退園後の指導

退園した児童については、新しい生活環境に適応して精神的・身体的・社会的に安定した生活ができるように、電話による連絡や相談、職場や家庭への訪問、状況によっては一時帰園を実施する等して問題や不安の解消を図り、関係者とも連携をとりながら自立に向けた支援を行っている。

5 家庭環境の調整

児童個々の状況に対する指導において、親子関係等家庭との調整は重要である。

親子関係の改善は、児童の動機付けや学園生活の取組に影響することから可能な交流（手紙のやり取り、面会、園行事への参加、春季・夏季・冬季の家庭帰省等）を通して、親子関係の改善を図っている。

6 社会性の向上

(1) 各種行事への参加

(ア) 野球・水泳・バレー・卓球・マラソンの各大会、スキー教室、吹奏楽の発表・文化祭等に参加している。

(イ) 海浜学校、春の遠足、修学旅行、市街への買い物等を通して、社会的な体験をしている。

(2) 地域交流促進

(ア) 地元地域との合同運動会の実施

(イ) 各種ボランティア団体との交流

(ウ) 大学生等の施設研修・実習生の受け入れ

7 年間行事等

(1) 主な年間行事

月	学 園 行 事	共 催 行 事	学 校 行 事
4	春の健康診断（中卒児）		第1学期始業式
5		田植え体験学習	春の健康診断（学齢児） 防災訓練 春の遠足
6		プール開き 関東少年野球大会	
7	児童相談所との連絡会議	海浜学校（宿泊）	確認テスト
8	夏季家庭帰省	関東少年水泳大会	県立高校1日体験学習
9	学園祭	稲刈・稲架掛体験学習	期末テスト
10	栃木少年友の会交流会	修学旅行（小6・中3） 関東女子バレーボール大会	第1学期終業式 第2学期始業式 進路指導（進学・就職） 前籍校連絡会（小6・中3生）
11	収穫感謝祭	関東少年文化祭 脱穀体験学習	防災訓練
12	クリスマス会 冬季家庭帰省	関東少年卓球大会	確認テスト
1	新年昼食会	スキー教室（2回）	席書大会 高校受験（私立）
2	第三者委員会	園内マラソン大会	立志式 前籍校連絡会（卒業児以外） 期末テスト
3	春季家庭帰省		高校受験（県立） 卒業生を祝う式 修了式
各月	避難訓練（防災訓練月除く）		
隔月	誕生会（各寮）		
不定期	私物購入（各寮）		

(2) 諸会議

名 称	回 数	名 称	回 数
職 員 会 議	1 回／月	育 成 評 価 会 議	2 回／年
育 成 会 議	1 回／月	児 相 と の 連 絡 会 議	1 回／年
寮 会 議	随 時	自 立 支 援 会 議	随 時
連 絡 調 整 会 議	随 時	給 食 会 議	2 回／年

8 実習及び研修受入状況

(令和6年度)

番号	依頼機関（学校名等）	人 数	期 間
1	武蔵野学院人材育成センター	1 名	8 月 13 日～8 月 16 日
2	作新学院短期大学	① 3 名 ② 3 名	① 8 月 19 日～8 月 29 日 ② 8 月 30 日～9 月 9 日
3	県中央児童相談所	① 1 名 ② 2 名	① 11 月 22 日～11 月 23 日 ② 11 月 28 日～11 月 29 日
4	県南児童相談所	1 名	11 月 22 日～11 月 23 日
5	栃木県フォスタリングセンター （専門里親研修）	2 名	12 月 5 日～12 月 8 日
計		13 名	

9 見学及び視察受入状況

令和6年度

番号	年 月 日	学 校 ・ 団 体 等	人数
1	R 6 . 7 . 3	宇都宮大学内地留学生	4
2	7 . 4	益子町更生保護女性会	2 2
3	7 . 1 3	塩谷南那須地区人権部会	2 8
4	8 . 3	足利市社会福祉協議会	3 4
5	9 . 1 4	中央児童相談所一時保護所	3
6	1 0 . 4	真岡市更生保護女性会	3 2
7	1 0 . 4	足利市主任児童員部会	1 8
8	1 0 . 2 7	宇都宮市主任児童員部会	3 7
9	1 1 . 1 6	宇都宮家庭裁判所司法修習生	6
1 0	R 7 . 3 . 1 8	国際医療福祉大学医療・福祉学部	4

10 心理的援助の実施状況

(1) 心理検査・判定

入所児童の心理状況を把握するために、心理判定を実施している。

年度別	心理判定	年度別	心理判定	年度別	心理判定
H 2 5	2 7 件	H 2 9	2 9 件	R 3	5 8 件
2 6	2 5 件	3 0	3 0 件	4	6 3 件
2 7	2 6 件	R 1	6 0 件	5	6 4 件
2 8	2 7 件	2	7 4 件	6	5 0 件

☆検査の種類：WISC-IV、バウムテスト、エゴグラム、YG 性格検査 etc.

(2) 心理面接

(ア) 心理的訓練

入所児童のコミュニケーション能力や対人関係の取り方、または認知能力などの向上を目的として、個別のプログラムにより訓練をしている。

また、訓練の内容としては、コミュニケーショントレーニング、SST、ロールプレイング等を実施している。

(イ) 心理カウンセリング、心理療法

入所児童の心理的な課題の解決に向けて、カウンセリングや各種の心理療法を行っている。

年度別	心理的訓練 (回)	心理カウンセリング 心理療法 (回)	コンサルテーション (回)
H 2 6	3 4	2 7	2 4
2 7	4 2	9 3	3 1
2 8	3 8	9 5	3 1
2 9	4 5	1 1 0	3 0
3 0	4 7	1 1 0	2 7
R 1	4 5	9 3	2 1
2	5 0	1 1 7	2 4
3	6 0	1 1 5	3 3
4	7 6	1 1 4	4 5
5	7 2	2 0 0	5 3
6	7 2	1 7 0	3 6

IV 学校経営の概要

1 学校の概要

(1) 校名・所在地

①校 名 栃木県矢板市立矢板中学校沢分校・矢板市立東小学校沢分教室

②所在地 〒329-2132 栃木県矢板市沢 800 番地

Tel 0287-43-0090 Fax 0287-43-6886

③設置者 矢板市教育委員会

(2) 教室配置図・施設の概要

事業概要 8 ページ「本館・校舎等平面図」参照

(3) 学校の特色と生徒の実態

本校は、栃木県那須学園に入所した生徒に対して学校教育を行うため施設内に設置された学校で、生徒たちは、学校から100mほど離れたところにある寮で生活をしている。

生徒の入所理由は、大きく分けると非行と虐待からの保護という2つである。最近は、神経発達症(ADHD, 自閉スペクトラム症等)などの診断を受けている生徒が増加傾向にある。

個人内の様々な能力に大きなばらつきがあるため境界知能を示したり、学習の遅れを伴っていたりする生徒が多く、特に言語力やコミュニケーション能力の不足が課題である。

(4) 学級編成・児童生徒数

① 学級編成

小学校 1 学級

中学校 3 学級

(内訳) 1・2 年複式学級 1 学級

3 年 1 学級

特別支援学級【沢学級】(自閉症・情緒障害) 1 学級

沢分教室 1 学級

② 児童生徒数(令和7年4月1日現在)

小学校

中学校

在校生 6 年 1 名 1 年 男子 1 女子 0 1 名

2 年 男子 1 女子 0 1 名

3 年 男子 1 女子 1 1 名

特別支援 男子 0 女子 2 2 名

計 1 名 計 男子 3 女子 3 計 6 名

(5) 職員構成

☆矢板中学校沢分校 計 12 名

☆東小学校分教室 計 1 名

(本校校長) - 教頭 1 名 { 教 諭 7 名
養護教諭 1 名
非常勤講師 3 名

(本校校長) - (本校教頭) - 教諭 0 名

2 学校経営方針

施設内学校として那須学園の指導方針を踏まえ、教職員一人一人が教育理念に基づいた信念と教育愛をもって、児童生徒の自立支援に向け、豊かな教育活動の実践に努める。

- 全教職員が、専門職としての使命感と責務を自覚し、連帯と協調の精神をもちながら、社会の変化に対応した教育活動の実践に向け、自らの資質向上を目指す。【使命の自覚、研修の充実】
- 児童生徒を取り巻く状況について、情報収集・交換を密にし、教育的な環境の整備を図り、児童生徒の自立に向けた、安心・安全な学校づくりに努める。【学校風土の創造】
- 特別支援を必要とする児童生徒に対し、正しい理解と認識をもち、適切な指導及び必要な支援を行う。【特別支援教育の充実】
- 創意ある教育課程の編成と実践に取り組み、ICTを適切に活用しながら、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させ、児童生徒一人一人の実態に対応した基礎的基本的な学習内容の指導の徹底を図る。【学ぶ喜びのある授業の展開】
- 分校・分教室の指導と学園の指導を一体化させ、基本的な生活習慣の習得、規範意識の育成、望ましい人間関係の醸成を図り、児童生徒の自立に向けた教育の充実を図る。
【自立支援の充実】
- 分校・分教室、学園全教職員の連携のもと、児童生徒の内面理解に努め、実態や課題を踏まえながら、学業指導の充実や自己理解と自己肯定感を高める支援を通して、個々の児童生徒の自己指導能力の育成に努める。【個に応じた指導の推進・充実】
- 児童生徒一人一人の前籍校等への復帰や社会適応を目指して、学園・前籍校・関係機関等との連携を深め、互いに協力し合う体制づくりに努める。【連携協力体制の整備】

(1) 令和7年度の努力点

- 組織を生かした協働による分校運営の構築
- 指導の個別化、学習の個性化の工夫改善等による基礎的な学力の確かな定着
- 那須学園との共催行事や分校行事、総合的な学習の時間において体験活動の充実
- 那須学園との連携協力による個別の教育支援計画に基づく指導の充実
- 集団生活におけるマナーや社会性を育成することにより、良好な人間関係の形成
- 那須学園・前籍校・分校分教室との連携強化

(2) 教育課程編成の基本方針

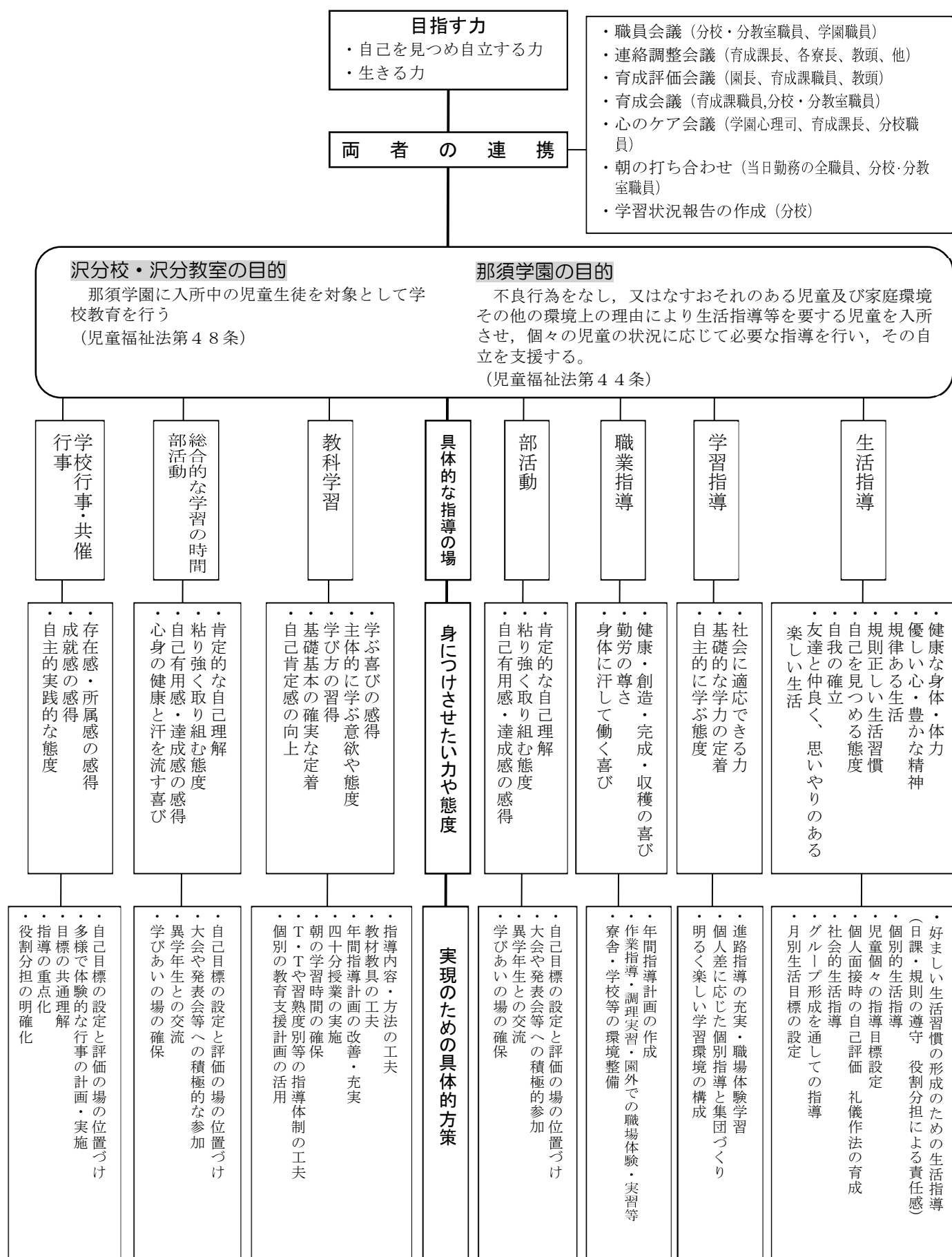
- (ア) 教育基本法や学校教育法および同施行規則、中学校学習指導要領、栃木県教育委員会及び矢板市教育委員会の管理規則、方針等の示すところに従い編成する。
- (イ) 施設内学校という特徴を十分配慮し、生徒の実態及び学校の施設設備、職員組織などを考慮し教育目標の具現化を図るべく編成する。
- (ウ) 那須学園との連携を十分に図りながら、分校と学園の両者の教育に一貫性が保てるよう教育課程編成には十分配慮する。
- (エ) 教育課程編成の方針の留意事項
 - ① 生徒の実態を考慮し、一人一人に自立する力（生きる力）を身につけさせるため学園と分校が共通理解の下、教育課程が展開されるように努める。
 - ② 各教科では基礎・基本の確実な定着を図るため、T・Tでの授業を多く取り入れ、生徒の実態に合わせた習熟度別学習や個別指導学習を積極的に展開する。
 - ③ 道徳教育については教育活動全般において、一人一人の生徒の実態に応じながら生徒の道徳的心情や判断力・実践力を育成し、深化を図るようにしていく。

- ④ 特別活動については、生徒の実態に即して、各教科及び各領域との関連を図り、ねらいや内容・実施方法について事前に検討し、生徒たちの自主性を高めるように配慮する。
- ⑤ 総合的な学習については分校の特色を生かしながら、那須学園として伝統的に取り組んできている「作業学習」や「吹奏楽」を中心にしながら、生きる力を育むよう努力する。
- ⑥ 時間割編成については、生徒の前籍校での実態、寮との生活日課時間帯及び併設された分教室児童（小学生）などに配慮し、1 単位時間を 40 分とし、年間授業時数などを計算する際には、50 分で 1 単位となるよう換算して計算する。8 校時までの授業を週 2 日（月、金）に設置するなどして、授業時数を確保する。
- ⑦ 生徒指導については那須学園での生徒指導との連携を重視し、その一貫性を保持し、教師と生徒の信頼関係及び生徒相互の人間関係が築けるように努める。また、一人一人に自分の課題を意識した生活をさせ、課題克服に取り組ませる。
- ⑧ 進路指導については主体的に進路を選択したり、よりよい自己決定ができるようガイダンス機能を充実させるとともに那須学園、分校との連携を重視し、その一貫性を保持する。

（３）各教科・領域等の時間配当

学年	教科	必修教科									道徳	特活	総合的な学習	授業総数
		国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保体	技家	英語				
1	50 分	140	105	140	105	45	45	105	70	140	35	35	50	1015
	40 分	175	131	175	131	56	56	131	88	175	44	44	63	1269
2	50 分	140	105	105	140	35	35	105	70	140	35	35	70	1015
	40 分	175	131	131	175	44	44	131	88	175	44	44	87	1269
3	50 分	105	140	140	140	35	35	105	35	140	35	35	70	1015
	40 分	131	175	175	175	44	44	131	44	175	44	44	87	1269

3 学校・学園の連携と身につけさせたい力



V 児童の状況

1 在籍児童の内訳（措置停止中児童 1 名を除く）

（1）学年別

（令和 7 年 4 月 1 日現在）

学年 性別	総 数	小学生	中学生			中学卒
			1 年生	2 年生	3 年生	
男 子	4	1	1	1	1	0
女 子	3	0	2	0	1	0
計	7	1	3	1	2	0

（2）保護者の状況

区 分	総 数	実 父 母	実 父	実 母	実父養母	養父実母	祖 父 母	そ の 他
人	7	0	1	3	2	1	0	0

（3）保護者の就業状況

区 分	総 数	会社員等	パート	無 職	不 詳	その他
人	7	5	1	1	0	0

2 退園児童の状況

（令和 6 年度）

区分	自 立 支 援 達 成								自 立 支 援 未 達 成					
合 計	小 計	家 庭 復 帰 後 学 校	家 庭 復 帰 後 職 場	自 主 就 職 込	自 主 就 職 活 動	他 児 童 福 祉 施 設 の 設 置	自 立 支 援 助 成 金	そ の 他	小 計	家 庭 裁 判 所 致	送 他 児 童 福 祉 施 設 の 設 置	家 庭 引 取	行 方 不 明	そ の 他
2 4	2 3	1 1	0	0	0	1 0	2	0	1	1	0	0	0	0

3 年度別児童入退園状況（１）

入退別	入 園		退 園		入退別	入 園		退 園	
年度	人数	累計	人数	累計	年度	人数	累計	人数	累計
明 41	1	1	0	0	昭 16	6	223	9	188
42	9	10	3	3	17	11	234	5	193
43	3	13	2	5	18	11	245	11	204
44	2	15	3	8	19	16	261	10	214
大 1	3	18	0	8	20	13	274	28	242
2	4	22	2	10	21	21	295	16	258
3	2	24	0	10	22	14	309	24	282
4	1	25	4	14	23	17	326	25	307
5	2	27	8	22	24	69	395	22	329
6	11	38	1	23	25	25	420	30	359
7	3	41	2	25	26	28	448	26	385
8	2	43	9	34	27	41	489	24	409
9	3	46	2	36	28	25	514	34	443
10	6	52	1	37	29	27	541	26	469
11	6	58	6	43	30	36	577	25	494
12	7	65	9	52	31	40	617	44	538
13	8	73	9	61	32	25	642	39	577
14	8	81	3	64	33	34	676	42	619
昭 1	14	95	7	71	34	59	735	40	659
2	6	101	3	74	35	47	782	47	706
3	7	108	4	78	36	54	836	42	748
4	8	116	5	83	37	40	876	51	799
5	11	127	4	87	38	45	921	57	856
6	3	130	8	95	39	54	975	37	893
7	8	138	6	101	40	32	1007	31	924
8	16	154	8	109	41	51	1058	44	968
9	17	171	19	128	42	39	1097	39	1007
10	11	182	5	133	43	27	1124	34	1041
11	5	187	8	141	44	37	1161	29	1070
12	7	194	5	146	45	39	1200	28	1098
13	9	203	4	150	46	32	1232	38	1136
14	5	208	24	174	47	23	1255	43	1179
15	9	217	5	179	48	20	1275	27	1206

3 年度別児童入退園状況（2）

入退別	入 園		退 園		入退別	入 園		退 園	
年度	人数	累計	人数	累計	年度	人数	累計	人数	累計
昭 49	7	1282	20	1226	平 19	21	1799	20	1771
50	18	1300	43	1269	20	22	1821	21	1792
51	20	1320	36	1305	21	20	1841	19	1811
52	14	1334	11	1316	22	22	1863	22	1833
53	14	1348	14	1330	23	13	1876	24	1857
54	7	1355	5	1335	24	19	1895	14	1871
55	17	1372	21	1356	25	13	1908	16	1887
56	20	1392	19	1375	26	17	1925	17	1904
57	25	1417	21	1396	27	14	1939	18	1922
58	19	1436	21	1417	28	18	1957	17	1939
59	15	1451	18	1435	29	13	1970	11	1950
60	20	1471	21	1456	30	20	1990	20	1970
61	15	1486	7	1463	令 1	14	2004	15	1985
62	17	1503	20	1483	2	16	2020	18	2003
63	12	1515	9	1492	3	7	2027	14	2017
平 1	19	1534	18	1510	4	18	2045	13	2030
2	15	1549	14	1524	5	13	2058	14	2044
3	11	1560	18	1542	6	18	2076	24	2068
4	11	1571	12	1554					
5	13	1584	11	1565					
6	15	1599	14	1579					
7	12	1611	14	1593					
8	12	1623	10	1603					
9	15	1638	15	1618					
10	22	1660	12	1630					
11	10	1670	15	1645					
12	12	1682	21	1666					
13	17	1699	5	1671					
14	13	1712	16	1687					
15	15	1727	11	1698					
16	20	1747	12	1710					
17	17	1764	16	1726					
18	14	1778	25	1751					

VI 沿革

明治	33年	3月10日	感化法公布
	41年	12月25日 28日	明治42年1月1日以降栃木県内に感化法を施行する旨の内務大臣訓令公布 那須郡野崎村沢800番地に感化院を設置し、栃木県立那須学園と称する旨、県令をもって告示 定員15名
	42年	1月6日	元栃木県立沢農学校教員住宅を寮舎に転用して、第1寮、第2寮、第3寮にする。 元栃木県農事試験場那須分場本館を事務室及び教室とする。
	43年	7月20日	元栃木県農事試験場那須分場の土地及び建物を引き継ぐ。
	44年	12月1日	女子児童を横浜家庭学園に委託する。（昭和18年末まで）
大正	3年	4月1日	定員40名
		4月26日	元農事試験場建物を改造し第4寮にする。（昭和48年2月28日廃止）
昭和	3年	11月30日	本館（事務室及び教室 241.32㎡）を新築する。（昭和50年11月8日廃止） 寮舎の一隅を教室とした寺子屋方式を解消する。
	8年	3月31日	木工舎、食堂を新築、共同炊事を始める。
		5月5日	少年教護法公布
	13年	5月7日	講堂（66.10㎡）を新築する。（昭和40年5月19日廃止）
	16年	1月1日	県内に少年法保護処分が施行され、入園児童の年齢が教護法第1条により14歳未満になる。
	17年	4月1日	夫婦小舎制実施（寮長の妻を保母に採用）
	22年	12月12日	児童福祉法公布
	24年	3月31日	第1寮（昭和44年7月4日廃止）、第2寮、第3寮の改築 炊事棟を新築する。（昭和51年12月1日廃止）
		11月30日	木工舎を3教室に改造する。
	25年	4月1日	定員50名
	27年	3月31日	第5寮を新築（214.87㎡）する。目的は24名収容の集団指導とする。（昭和45年7月28日廃止）
		4月1日	定員76名
	29年	4月1日	定員84名
	32年	4月16日	炊事棟焼失する。（失火）
		9月5日	木工舎改造の3教室焼失する。（児童の弄火）
	33年	3月31日	炊事棟を改築（105.78㎡）する。（昭和46年12月21日廃止）
	34年	4月1日	定員100名
		7月27日	第6寮（181.81㎡）、校舎（183.26㎡）を新築する。
	35年	3月9日	創立50周年記念式典（知事出席）
	36年	4月1日	庶務課、教護課の二課制になる。（県行政組織規程の改正）
		7月10日	運動場整備する。（農地1,000㎡を整地）
	38年	2月5日	校舎増築（238.55㎡）
	40年	3月2日	講堂改築（236.80㎡）
	42年	3月15日	第3寮改築（207.54㎡）
	43年	3月25日	第1寮、第2寮改築（各209.17㎡）

昭和	45年	3月25日	第4寮、第5寮改築（各212.00㎡）
		3月17日	炊事棟改築（各220.27㎡） 本館改築（各340.35㎡）
		7月18日	プール設置（25m×16m 7コース）
	49年	4月1日	定員100名（暫定88名）
	50年	4月1日	定員100名（暫定82名） 5寮運営（入所児童減少による1寮閉鎖）
	52年	1月1日	4寮運営（1寮閉鎖）
		4月1日	3寮運営（ 〃 ）
		9月1日	2寮運営（ 〃 ）
	53年	4月1日	交替小舎制と夫婦小舎制とする。（各1寮）
	55年	6月1日	夫婦小舎制3寮運営（交替小舎制を夫婦小舎制に改め1寮を復活）
	60年	7月5日	第6寮用途廃止
平成	3年	11月5日	第1寮、第3寮及び付属物置4棟を用途廃止 学園敷地の一部（5,577㎡）を矢板市に譲渡 学園新進入路完成
		3月	
	4年	4月1日	定員60名（暫定25名） 交替中舎制1寮（男子）、夫婦小舎制1寮（女子）とする。
		4月	校舎（本館）体育館、寮舎、サービス棟（厨房、食堂）ゲストハウス完成
		4月23日	新建物で業務開始
	5年	1月25日	旧建物全面用途廃止（体育館・校舎・寮舎等）
		2月	車庫・倉庫・農具舎・プール付属建物完成
		4月1日	交替中舎制の全面開始（男子1寮・女子1寮）
		5月	駐車場・通路舗装・造園工事完成
		12月8日	グラント整備完成
	9年	3月6日	プールの水洗トイレ設置・農業集落排水接続工事終了
		4月1日	「那須学園のありかた検討会」の設置（児童福祉法改正予定を踏まえ）
	10年	4月1日	児童福祉法一部改正に伴い、教護院から児童自立支援施設に変更となる。 庶務課を総務課、教護課を育成課に変更（県行政組織規程の改正）
	12年	4月1日	定員60名（暫定33名） 矢板中学校沢分校・豊田小学校沢分教室開校（施設内学校）
	16年	12月30日	男子第3寮一部開設（定員5名以内）
	17年	4月1日	定員60名（暫定36名） 男子第3寮一部開設（定員10名以内）
	18年	4月1日	定員60名（暫定37名） 男子第2寮（男子第3寮を名称変更）開設（定員14名以内）
	20年	10月23日	創立100周年記念式典（知事出席）
	21年	4月1日	定員60名（暫定31名）3か寮職員7名体制となる。
	22年	4月1日	定員60名（暫定33名）育成課長が寮担当から外れ専任となる。
	23年	3月23日	校舎(心理相談室・普通教室)増築（74.79㎡）
	23年	4月1日	定員60名（暫定32名）調理部門を民間委託
	24年	12月	東日本大震災に関わる原発事故による放射性物質除染工事(グラント・寮庭)完了
	27年	3月2日	本館屋根防水、外壁改修工事完了

平成 28年 3月 27日	寮舎空調設備更新工事完了
令和 2年 6月 26日	本館空調設備更新工事完了（分校にエアコン設置）
3年 11月	体育館屋根修理完了
4年 3月 31日	矢板市立豊田小学校閉校のため豊田小学校沢分教室も閉校
4年 4月 1日	矢板市立東小学校沢分教室開校

近年の児童定員状況

年度	児童定員	暫定定数	年度	児童定員	暫定定数
平成 27年度	60人	24人	令和 2年度	60人	23人
28年度	60人	22人	3年度	60人	28人
29年度	60人	22人	4年度	60人	23人
30年度	60人	23人	5年度	60人	23人
令和 1年度	60人	24人	6年度	60人	24人